平成２５年（フ）第２６４号
静岡県沼津市五月町18番28号　ロイヤルパレス五月203
債務者　西田　　博
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４２１号
静岡県沼津市大岡2274番地　エクセレントハイム202、前住所静岡県三島市徳倉925番地の２　ヴァンヴェール92番館607
債務者　齋藤　昭博
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４６２号
静岡県田方郡函南町上沢652番地の10　グリーンメゾン102
債務者　渡邊美友紀（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４７５号
静岡県沼津市岡宮1097番地　有料老人ホームロータスケア岡宮、住民票上の住所静岡県沼津市今沢689番地の35
債務者　今福　宣呂（旧姓相磯）
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２２６７号
名古屋市西区栄生１丁目２番２号　名古屋厚生会館202号、従前の住所名古屋市港区稲永４丁目７番７―904号　東稲永荘
債務者　牧田　　咲
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３７９号
名古屋市中川区柳森町302番地
債務者　後藤　浩之
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３８７号
愛知県小牧市大字小牧原新田1868番地　サープラスⅢさくら103号
債務者　住近　　昇
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４０６号
愛知県春日井市岩野町２丁目11番地３　プリミエール岩野Ⅱ205号
債務者　黒木　隆史
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４００号
高知市大津乙878番地１　ロゼ３・306
債務者　佃　賀代子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４０１号
兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬787番地の４プレジール有瀬220号
債務者　佃　　謙二
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３号
沖縄県国頭郡金武町字金武4133番地１
債務者　金城美和子（旧姓浦崎）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第２６０５号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目２番13号リラハウス103号
債務者　日向　史彦
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６４６号
札幌市南区石山１条２丁目４番50―711号
債務者　石井　正廣
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６４７号
札幌市南区石山１条２丁目４番50―711号
債務者　石井　千恵
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０８１号
札幌市中央区南７条西９丁目1028番地
債務者　福塚　義治
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０８２号
札幌市中央区南７条西９丁目1028番地
債務者　福塚　深雪
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０９０号
札幌市東区東雁来６条１丁目３番１号　リベルテ102号
債務者　佐川　　修
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部